

## 誘導灯の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 この基準における用語の意義は、次によること。

- (1) 避難口とは、規則第28条の3第3項第1号に規定する出入口をいう。
- (2) 主要な避難口とは、避難口のうち次のいずれかに掲げる避難口をいう。
  - ア 避難階（無窓階を除く。）にあっては、屋内から直接地上へ通じる出入口をいう。ただし、附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口をいう。
  - イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）にあっては、直通階段の出入口をいう。ただし、附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口をいう。
- (3) 居室とは、建基法第2条第4号に規定する居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室並びに駐車場、機械室、ポンプ室、倉庫及びこれらに類する室をいう。
- (4) 非常用の照明装置とは、建基令第126条の5に規定されているものをいう。
- (5) 避難施設とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、当該付室の出入口又は直接屋外へ通ずる出入口をいう。
- (6) 「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による避難施設又は誘導灯の視認の障害がないことをいう。

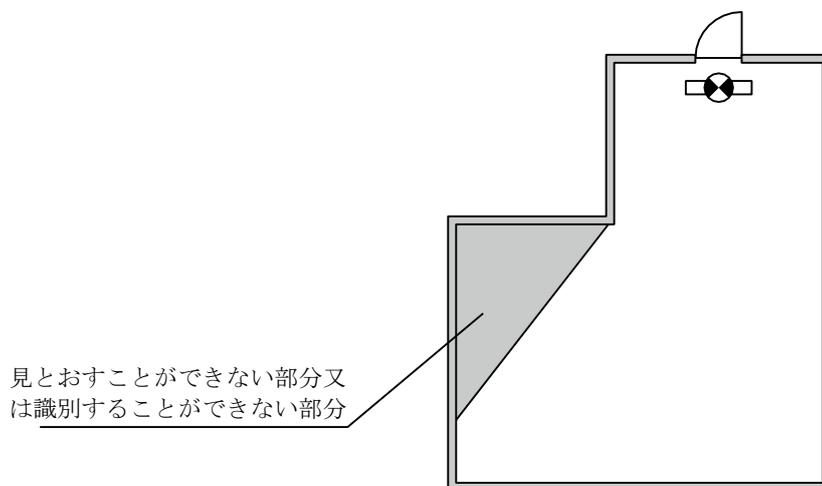
ただし、移動（おおむね5m以内）することにより誘導灯等を視認できる場合は、この限りではない。
- (7) 「非常用の照明装置」とは、建基令第5章第4節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合しているものをいう。

2 誘導灯の有効範囲

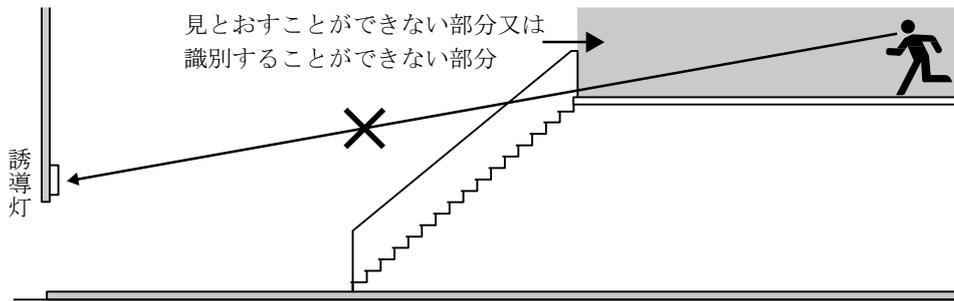
誘導灯の有効範囲は、規則第28条の3第2項に規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第28条の3第2項ただし書きに規定する「当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合」の判断は、次の例によること。
  - ア 壁面があり、誘導灯の設置場所が死角となる部分

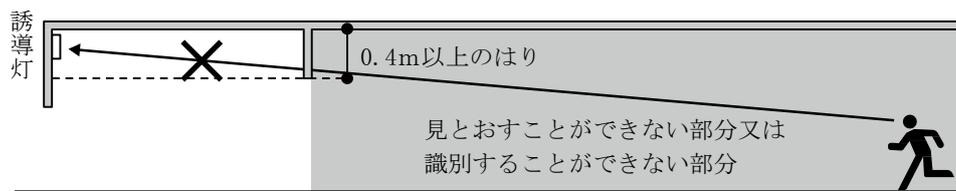
ただし、人が若干移動（おおむね5m以内）することにより、誘導灯を容易に見とおすことができる場合又は識別できる場合を除く。



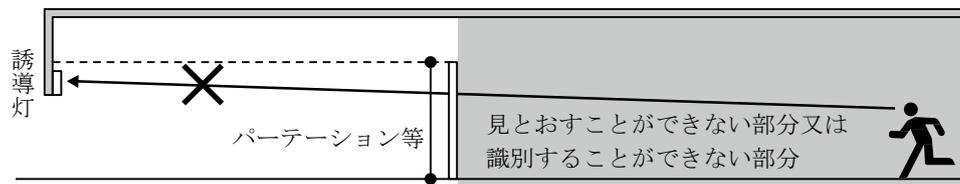
イ 階段により、誘導灯の設置箇所の階数が異なる場合



ウ 0.4 m以上のはり、防煙壁又は吊広告その他これらに類するもの（以下この基準において「はり等」という。）の障害物がある場合。ただし、誘導灯がはり等より下方にあり、視認できる場合は除く。



エ 1. 5 m程度以上の高さのパーテーション、可動間仕切、ショーケース、棚その他これらに類するもの（以下この基準において「パーテーション等」という。）の障害物がある場合。ただし、誘導灯がパーテーション等より高い位置に有効に設置され、視認できる場合は除く。



3 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段及び傾斜路に設けるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、階ごとに次により設置すること。

(1) 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの歩行距離が次のア又はイに定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とされていること。

ア 規則第 28 条の 3 第 2 項第 1 号表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

| 区 分    |     |                   | 距離 (m) |
|--------|-----|-------------------|--------|
| 避難口誘導灯 | A 級 | 避難の方向を示すシンボルのないもの | 60     |
|        |     | 避難の方向を示すシンボルのあるもの | 40     |
|        | B 級 | 避難の方向を示すシンボルのないもの | 30     |
|        |     | 避難の方向を示すシンボルのあるもの | 20     |
|        | C 級 |                   | 15     |
| 通路誘導灯  | A 級 |                   | 20     |
|        | B 級 |                   | 15     |
|        | C 級 |                   | 10     |

イ 規則第 28 条の 3 第 2 項第 2 号の次式に定めるところにより、算出した距離

$$D = k h$$

D : 歩行距離 (m)

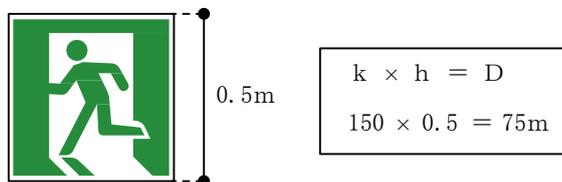
h : 避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法 (m)

k : 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

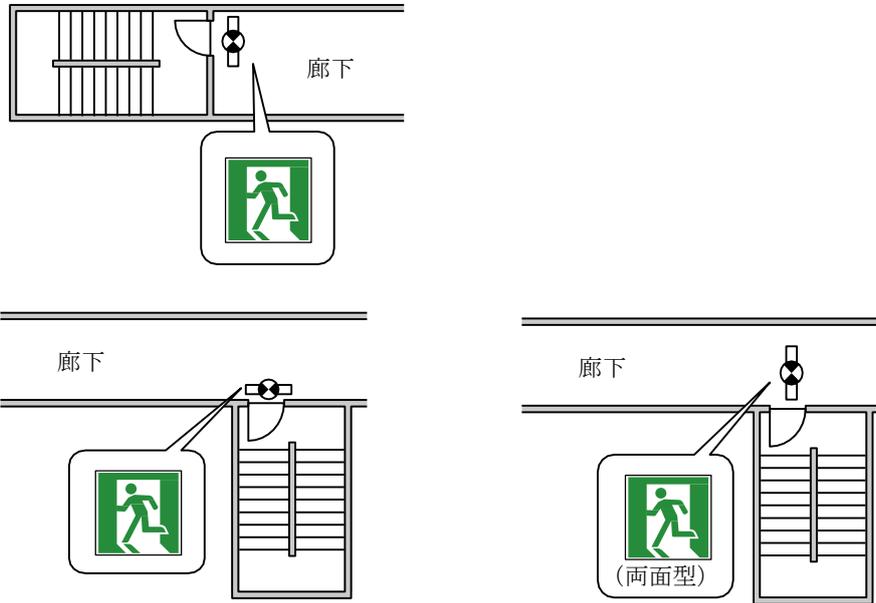
| 区 分    |                   | k の値 |
|--------|-------------------|------|
| 避難口誘導灯 | 避難の方向を示すシンボルのないもの | 150  |
|        | 避難の方向を示すシンボルのあるもの | 100  |
| 通路誘導灯  |                   | 50   |

(算定例)

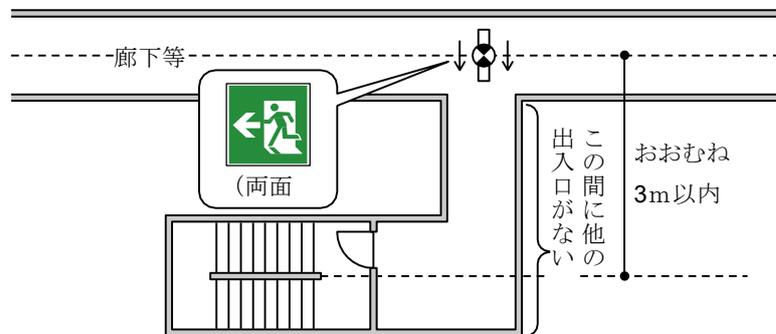
区 分 : 避難口誘導灯 (避難の方向を示すシンボルのないもの) 表示面縦寸法 : 0.5m



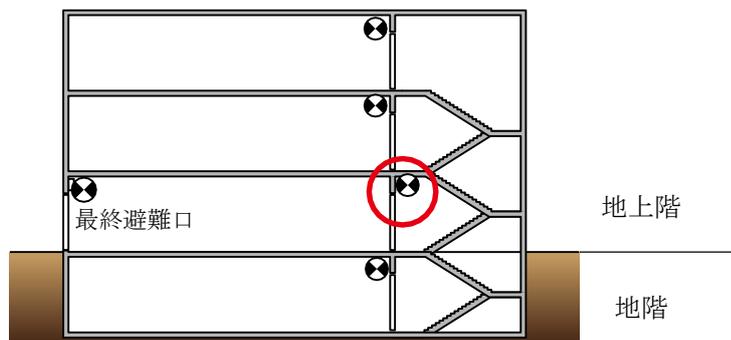
- (2) 避難口誘導灯は、避難口の上部、同一壁面上の近接した箇所（当該避難口から概ね1m以内をいう。以下この項において同じ。）又は避難口前方の近接した箇所等の当該避難口の位置を明示することができる箇所に設けること。



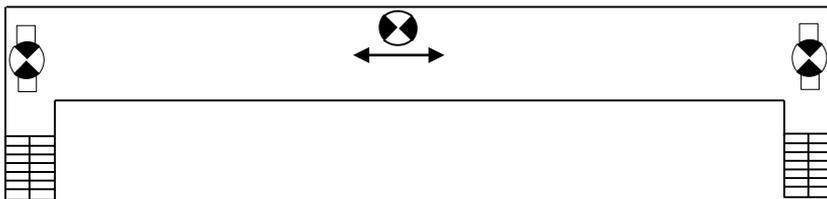
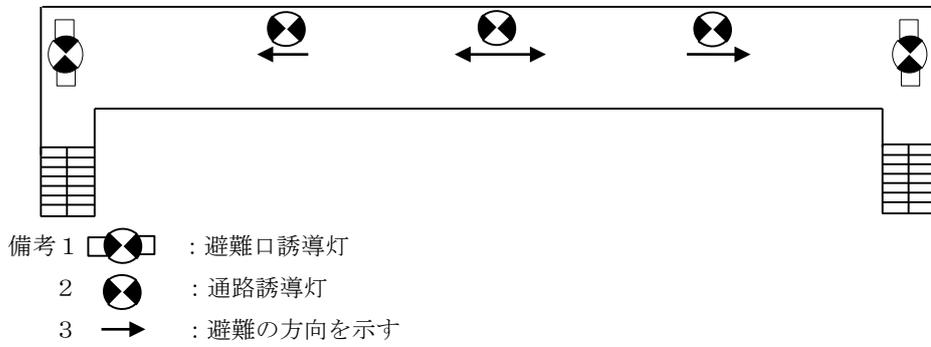
- (3) 廊下等から屈折して避難口に至る場合（おおむね3m以内、かつ、他の出入口がない場合に限る。）にあつては、矢印付のものを設置することができる。



- (4) 直通階段（屋内に設けるものに限る。）が地階（避難階を除く。）に通じている場合は、階段室の避難階への出入口に避難口誘導灯を設けること。ただし、避難階又は地上に通ずることが容易に判別できる場合は、この限りでない。



- (5) 避難口への経路が2以上ある場所で、避難口から最も近い位置に設ける通路誘導灯の表示は、原則として、1方向への避難を表示し、その他のものは2方向への避難を表示すること。ただし、設ける通路誘導灯の数が1の場合はこの限りではない。



4 避難口誘導灯及び通路誘導灯の消灯については、次によること。

(1) 次のいずれかに該当する場合は、避難口誘導灯及び通路誘導灯を消灯することができる。

ア 防火対象物が無人である場合又は無人となることがある場合（休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されるものをいう。）。この場合において、防災センター要員、警備員及び宿直者等（以下この基準において「防災センター要員等」という。）が常駐している場合も無人とみなして差し支えない。

イ 外光（自然光をいう。以下この基準において同じ。）により避難口又は避難の方向が識別できる場所（採光のための十分な開口部が存する場所をいう。）。ただし、消灯することができるのは、外光により避難口及び避難の方向が明らかに識別できる間に限られるものとする。

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所（映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な第1表の左欄の用途に供される場所をいう。）。

なお、消灯対象は、第1表の左欄に掲げる用途に応じて同表右欄に掲げる使用状態にある場合とする。

第1表

| 用途  | 使用状態  |
|---|---|
| 遊園地のアトラクション等の用に供される部分（飲食又は酒類の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所                  | 当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合は、消灯することはできないものであること。     |
| 劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（飲食又は酒類の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所 | 当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場の上映時間中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。 |
| 集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所                                      | 当該部分における消灯は、催物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。                      |

エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

(2) 消灯の方法は次によること。

ア 消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、前号ウに規定する場所に設置する場所で、視覚効果、演出効果等の観点から消灯時間が最小限に設定されているときは、消灯を自動で行う方式とすることができる。

イ 個々の誘導灯ごとに消灯するのではなく、一括して消灯する方式とすること。

ウ 前号ウに規定する場所で消灯する場合は、当該場所の利用者に対して、次の事項について掲示又は放送等によりあらかじめ周知すること。

(ア) 誘導灯が消灯されること。

(イ) 火災の際には誘導灯が点灯すること。

(ウ) 避難口の位置及び避難経路等の避難の方法に関すること。

(3) 点灯の方法は、次によること。

ア 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、消灯している全ての避難口誘導灯及び通路誘導灯が点灯すること。

イ 前ア以外の場合の点灯方法は、第2表によること。

第2表

| 消灯対象  | 点灯方法                                    |   |
|---|---|---|
|   | 自動                                      | 手動  |
| 当該防火対象物が無人である場合                                 | 照明器具連動装置<br>扉開放装置<br>施錠連動装置<br>赤外線センサー等 | 防災センター要員等により、消灯対象の状況に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。 |
| 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合                | 照明器具連動装置<br>光電式自動点滅器等                   |   |
| 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合                    | 照明器具連動装置<br>扉開放連動装置等                    |   |
| 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合 | 照明器具連動装置等                               |   |

注1 消灯対象に応じた点灯方法としては、上表に掲げるものからいずれかの方法を選択すること。

2 自動を選択した場合であっても、点滅器を操作することにより、手動でも点灯できること。

(4) 配線等は、次によること。

ア 消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。

イ 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。

ウ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、第1号ウに規定する場所に設ける場合は、防災センター等のほか、当該場所を見通すことができる場所又はその付近に設けることができる。

エ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

5 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、次によること。

(1) 令別表第1(6)項ロ及び同項ハに掲げる防火対象物又はその部分のほか視力又は聴力の弱い者が出入りするもので、これらの者の避難経路となる部分には、点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯を設置するよう努めること。

(2) 点滅及び音声誘導の起動は、次によること。

ア 自動火災報知設備の感知器からの火災信号のほか、受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅及び音声誘導が起動すること。

イ 自動火災報知設備の地区音響装置又は放送設備の区分鳴動を行うものにあつては、区分鳴動を行う階について、点滅及び音声誘導が起動すること。

なお、地区音響装置又は放送設備が全区域鳴動になった場合は、点滅及び音声誘導も同時に全区域で起動すること。

ウ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は非常警報設備の放送設備が設置されている防火対象物又はその部分における点滅及び音声誘導は、火災警報又は火災放送に合わせて起動すること。

(3) 点滅及び音声誘導の停止は、次によること。

ア 点滅及び音声誘導により誘導される避難口からの避難経路として使用される直通階段の階段室が煙により汚染された場合にあつては、当該避難口に設置されている誘導灯の点滅及び音声誘導が停止するよう措置すること。

イ 前アにおいて、当該階段室部分の煙を感知し点滅及び音声誘導を停止するための煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて設けること。ただし、自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室部分の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合は、煙感知器と連動して停止させることで足りる。

ウ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は非常警報設備の放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、音声誘導を停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあつては、この限りでない。

6 客席誘導灯は、次によること。

(1) 客席の側面（固定いすの脚部を含む。）又は床面に設けること。なお、床面に設ける場合にあつては、荷重により破壊されない強度を有するものであること。

(2) 客席誘導灯は、室内通路のすべての床面の中心線において、0.2ルクス以上の照度を有すること。

7 電源及び配線は、次によること。

(1) 「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号。以下この基準において「告示2号」という。）の要件に該当する防火対象物で、誘導灯の非常電源の容量を、60分間以上としなければならない避難経路については、次のいずれかに該当する部分とする。

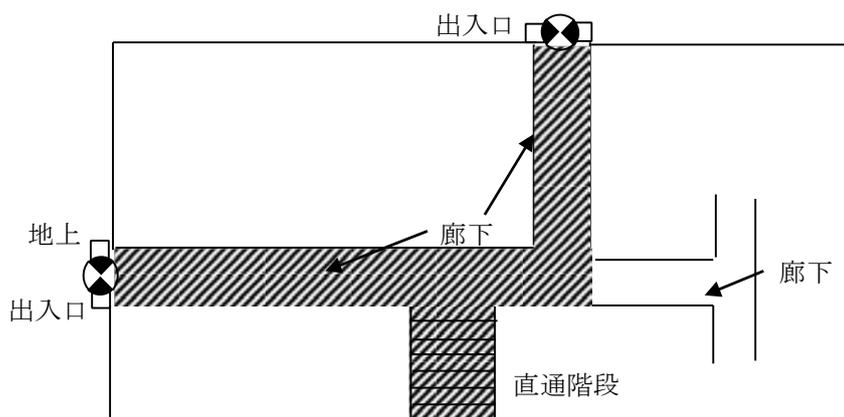
ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

イ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

ウ 直通階段

エ 避難階の廊下及び通路でアとウを接続する部分

オ 乗降場（地下階にあるものに限る）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路



注1  は、非常電源の容量を60分間以上としなければならない部分  
 2  は、非常電源の容量を60分間以上としなくてもよい部分

- (2) 非常電源の容量を60分間以上とする場合で、20分間を超える時間における作動に係る容量について自家発電設備によることができるものとする。この場合において、蓄電池設備と自家発電設備の切り替えが円滑に行えるように措置すること。
- (3) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

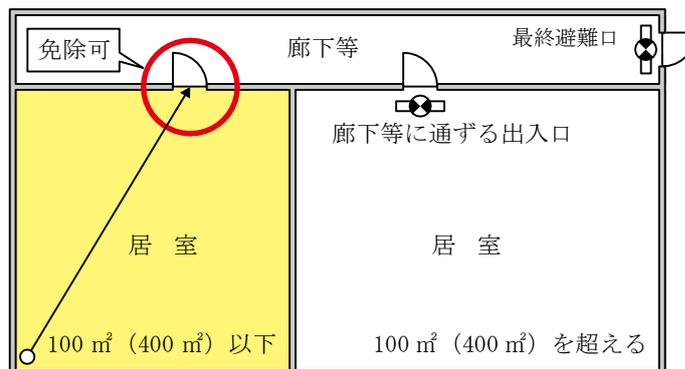
## 第2 特例適用の運用基準

1 次に掲げる防火対象物又はその部分には、誘導灯を設置しないことができる。

- (1) 令別表第1(6)項ニ(幼稚園又はこれに類するもの。以下この項において同じ。)又は(7)項(各種学校その他これに類するものを除く。以下この項において同じ。)に掲げる防火対象物(地階を有するもの又は地階を除く階数が11以上のものを除く。)で、日出から日没までの間のみ使用し、かつ、避難上採光が十分であるもの
- (2) 令別表第1(14)項(荷さばき室等を有しないものに限る。)に掲げる防火対象物で、階数が1のもの
- (3) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物の部分のうち、次に該当するもの
  - ア (5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分で、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年3月25日総務省令第40号)に定める開放型の廊下及び階段室(避難上採光が十分なものに限る。)に該当し、かつ、不特定多数の者の避難経路とならないもの
  - イ (6)項ニ又は(7)項に掲げる防火対象物の用途のみに供される部分(地階、無窓階及び11階以上の階にあるもの並びに屋内階段部分を除く。)で、日出から日没までの間のみ使用し、かつ、避難上採光が十分であるもの
- (4) 令別表第1に掲げる防火対象物の部分で、個人の住居の用途のみに供される部分
- (5) 令別表第1に掲げる防火対象物の避難階の居室及び廊下等で、窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難することができ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならないもの
- (6) 建基令第2条第1項第8号の規定により、階数に算入されない地階(階層が1のものに限る。)又は塔屋。
- (7) 誘導灯以外の消防用設備の設置を要しない防火対象物で、避難上支障がないもの。

2 次に掲げる防火対象物の避難口には、避難口誘導灯を設置しないことができる。

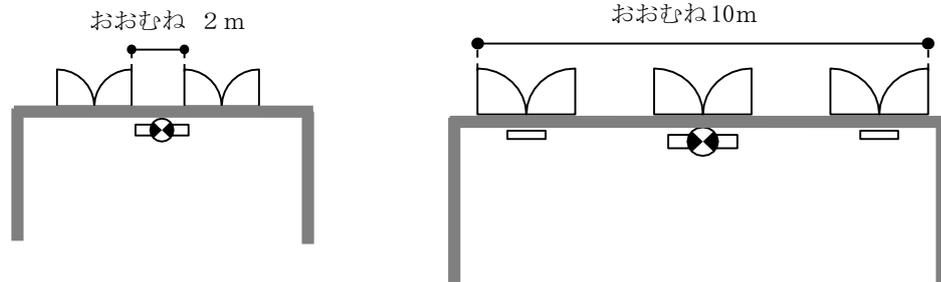
- (1) 規則第28条の3第3項第1号イ又はロに規定する避難口(地階及び無窓階にある避難口を除く。)のうち、居室(建基法第2条第4号に規定する居室を除く。)内の各部分から当該避難口を容易に見とおし、かつ、識別できる常時出入の用に供する避難口で当該居室の床面積が $100\text{ m}^2$ (主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、 $400\text{ m}^2$ )以下の場合



( ) : 主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場合

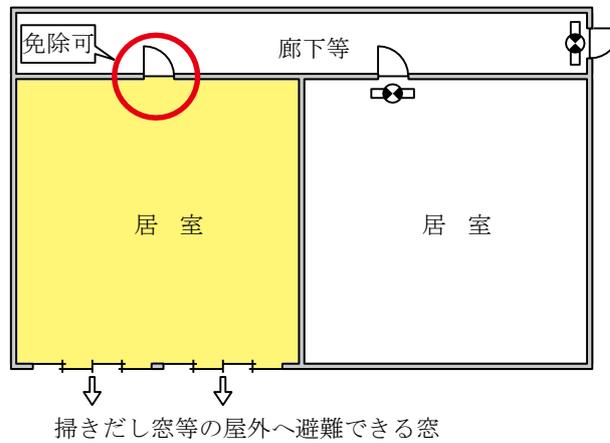
- (2) 避難口が、近接(おおむね2m)して2以上設けられているもののうち、その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により、容易に識別できることのできる他の避難口。

この場合、避難口誘導灯を設けないこととした避難口には、状況に応じて誘導標識を設ける。

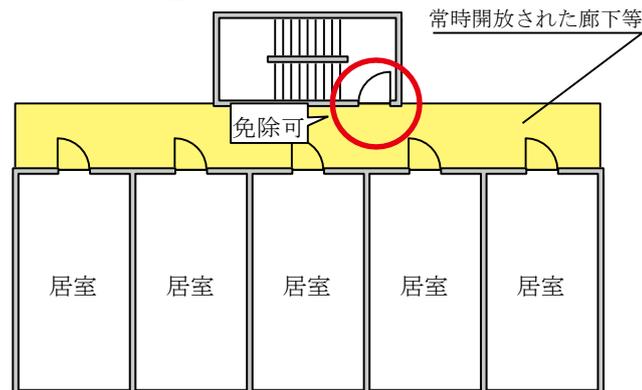


(3) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合

ア 防火対象物の避難階で、居室の掃き出し窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入口

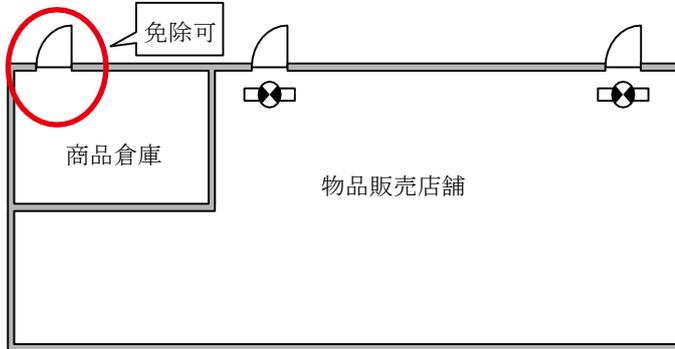


イ 最終避難口及び直通階段の出入口のうち、廊下等が常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない出入口

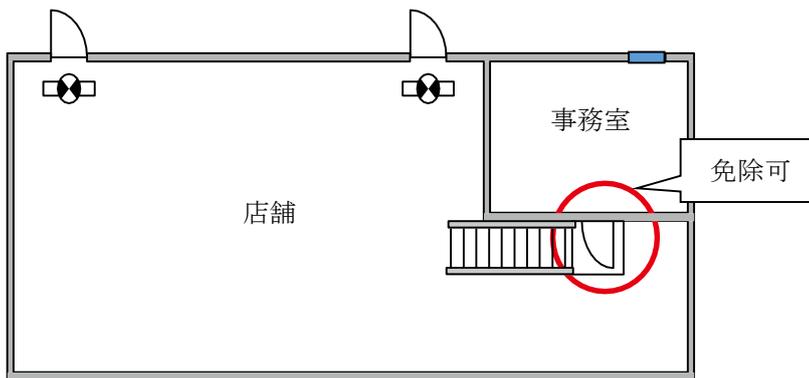


ウ 居室の各部分から避難施設の位置が明らかに見とおすことができ、かつ、容易に判別できる部分（防火対象物の関係者及び関係者に雇用されているもの以外の者の出入りがないものに限る。）

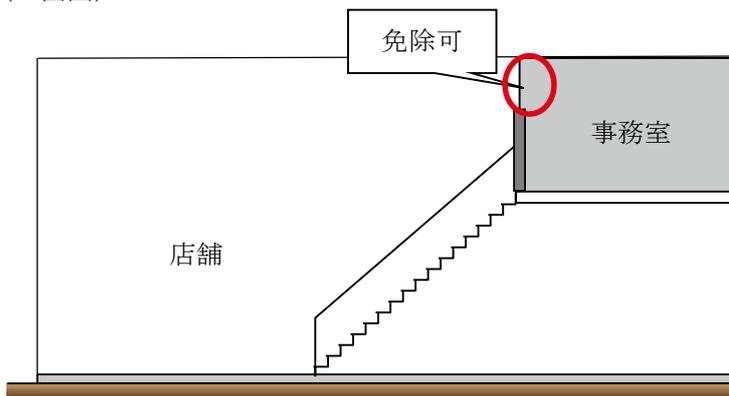
(ア) 平屋建ての例



(イ) 2階建ての例  
(平面図)



(立面図)



3 次に掲げる防火対象物の部分には、通路誘導灯を設置しないことができる。

- (1) 令別表第1に掲げる防火対象物に設けられた屋外階段で、不特定多数の者の避難経路とならないもの
- (2) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(11)項、(12)項イ、(13)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物に設けられた階段(地階又は11階以上の部分を除く。)で、避難上支障が認められないもの
- (3) 階段付近に設けられた避難口誘導灯により、規則第28条の3第4項第4号に規定する照度が、確保できる当該階段部分
- (4) 居室内の各部分から、当該居室の出入口(避難口へ通ずる廊下又は通路へ通ずる出入口に限る。)を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、その1に至る歩行距離が、規則第28条の2第2項に掲げる数値以下となる場合の当該居室内部通路の部分

4 次に掲げる防火対象物の部分には、客席誘導灯を設置しないことができる。

- (1) 客席に面して設けられた避難口誘導灯により、客席内部通路の床面の照度が、0.2ルクス以上となる部分
- (2) 上屋等のみが設けられた観覧場等で、容易に避難することができるものと認められるもの

5 規則第28条の3第4項第3号の規定により、A級又はB級(BH形又は避難口誘導灯あつては点滅機能を有するものに限る。)の誘導灯を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、主として当該防火対象物又はその部分の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に誘導灯を設置する場合は、BL形又はC級とすることができる(第3表参照)。

第3表

|     | 避難口誘導灯                    | 通路誘導灯                     |
|-----|---------------------------|---------------------------|
| BH形 | B級のうち、表示面の明るさが20カンデラ以上のもの | B級のうち、表示面の明るさが25カンデラ以上のもの |
| BL形 | B級のうち、表示面の明るさが20カンデラ未満のもの | B級のうち、表示面の明るさが25カンデラ未満のもの |